

令和2年6月1日

YCVB 賛助会員 各位

### 緊急事態宣言解除後の財団職員の勤務について

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、緊急事態宣言の発令に伴い、2020年5月31日まで在宅勤務を実施させていただいておりました。

5月25日に全都道府県において緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き、感染防止対策として、「在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取り組み」が奨励されています。

当財団では、この方針に則り、感染拡大（第2波）防止の観点から、当面の間、在宅勤務を併用し、オフィス勤務は通常の4割程度の人数で対応することといたしました。

引き続き、この間、財団事務所の維持・管理・運営のため、最低限の人数が事務所に勤務いたします。

また、職員に『新しい生活様式』の実践例等を周知し、感染防止のために職員一人ひとりができる対策を実践してまいります。

賛助会員の皆様ならびにお取引先等ご関係者様におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

#### ▼お問い合わせについて

お問い合わせについては、下記のお問い合わせフォームをご利用ください。

<https://business.yokohama.japan.com/ja/contact/>

※なお、在宅勤務実施期間中につきましては、回答やウェブサイト更新等にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー  
経営企画部

TEL : 045-221-2111 FAX : 045-221-2100